

時間外選定療養費の導入のお知らせ

当院は横浜市二次救急拠点病院として、入院治療が必要な症状が重い患者さんを中心に救急センターにて救急対応を行っております。しかしながら受診される患者さんの中には必ずしも救急受診の必要性がない軽症の患者さんも多く来院され、本来受け入れるべき救急搬送要請の対応が困難になる現状があります。

この度、当院の本来の役割を果たすべく、下記の通り時間外選定療養費の徴収を開始することとなりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 時間外選定療養費とは

時間外選定療養費とは、厚生労働省により定められた制度により、緊急性に乏しい症状にもかかわらず、患者さんのご希望により時間外(平日17時～翌日8時30分、土曜、日曜、祝日は終日)に受診された場合に、通常の診療費とは別にいただく料金です。

2. 時間外選定療養費の運用開始日

2025年4月1日(火)0時より

3. ご負担いただく金額

通常の診療費とは別に時間外選定療養費として、7,700 円(税込)を申し受けます。

4. 徴収の対象外となる場合

救急車で来院

救急外来受診後、入院となった場合

救急外来受診の予約が入っている場合

他医療機関からの緊急受診指示(紹介状等)

公費受給者(重度障害者、労災、生活保護など選定療養費の対象外となる公費)

外来受診もしくは退院当日の症状増悪

やむを得ない緊急性があると医師が判断した場合

2025年3月24 日

済生会横浜市南部病院 院長